別添３

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業
追跡調査実施規程

第１　調査の方法

１　調査の主体

追跡調査の実施主体は、食品安全科学室とする。

２　調査の実施

（１）運営チームは、担当する試験研究課題が終了した際は、速やかに行政施策・措置へ反映する研究成果、行政施策・措置への反映の方針及び反映により期待される効果並びに反映に向けた工程について別紙の追跡調査報告書に記入し、食品安全科学室に提出するものとする。

（２）食品安全科学室は、（１）により提出された内容等を踏まえ、運営チームに対し、行政施策・措置への反映状況について報告を依頼するものとする。依頼は、原則として、課題解決型プロジェクト研究については試験研究実施期間の終了年度から３年後、短期課題解決型研究については２年後に実施する。

（３）（２）の依頼を受けた運営チームは、別紙の追跡調査報告書に研究成果の行政施策・措置への反映状況等を記入し、食品安全科学室に提出するものとする。

（４）食品安全科学室は、提出された追跡調査報告書の内容について確認及び整理し、消費・安全局長に報告するものとする。

（５）食品安全科学室は、（４）の確認等に当たって必要な情報を収集するため、運営チーム、農林水産省関係部局の職員及び調査対象の試験研究課題の受託者から意見等を聴取することができるものとする。

第２　調査結果に基づく対応等

１　消費・安全局長は、追跡調査の結果を踏まえ、必要に応じて、運営チーム又は担当官に対し、研究成果を踏まえた行政施策・措置の検討、実施等の指示を行うものとする。

２　消費・安全局長は、追跡調査の結果について、本事業の効果の検証、今後の試験研究課題の立案・決定、事業実施規程の改定等、本事業の運営管理に活用するほか、レギュラトリーサイエンス研究推進計画の改定において活用するものとする。

別紙

反映の方針等記載日：　年　月　日
反 映 状 況 記 載 日：　年　月　日

追跡調査報告書
（安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業
追跡調査）

試験研究課題名	
運営チーム所属課室名 （担当者名、内線）	

1　行政施策・措置へ反映する研究成果

2　行政施策・措置への反映の方針及び反映により期待される効果

3　得られた研究成果の行政施策・措置への反映に向けた工程及び反映状況

反映に向けた工程		反　映　状　況	
年　月	事　項	年　月	事　項